

I 制度の概要

I 制度の概要

1 特定非営利活動促進法の目的

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（以下「NPO法」といいます。）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することや、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）のうち、一定の要件を満たしたものを認定すること等により、その活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

NPO法人は、市民の自発的な参加や支援の下、多様化する社会のニーズや課題に対し、きめ細かく機動的に対応していく主体として、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野においてその活躍が期待されています。

2 NPO法人制度の特徴

(1) 行政の裁量に左右されない自由な活動の促進

行政が介入できる部分をできるだけ排除し、市民の自主性や自律性を尊重する認証主義がとられています。認証主義では、法定の設立要件をすべて満たしていれば所轄庁は認証しなければならないとされています。したがって、法人格を取得したからといってその法人の信用性に「お墨付き」が与えられるものではありません。

(2) 情報公開の重視

NPO法人は行政が監督をするのではなく、市民による監督の下、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられています。したがって、法人の信頼性や信用性は、その活動の内容や実績などより多くの情報を積極的に市民に公開することにより、法人自らが築いていく必要があります。

(3) 認定等制度と寄附促進を目的とした税制上の優遇措置

NPO法人のうち、その組織運営及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして一定の基準に適合したものについて所轄庁が認定を行う認定NPO法人制度を規定し、認定NPO法人に対する税の優遇措置を設けることで寄附を促進し、NPO活動の一層の発展が図られています。（詳しくは別冊「認定NPO法人制度の手引き」をご覧ください。）

3 NPO法人化のメリットと義務

NPO法により、団体は簡易な手続きでNPO法人化することができますが、法人格を取得すると、メリットと共に法人としての様々な責任や義務が生じてきます。それらを考慮した上で、行おうとする事業に本当に法人格が必要なのかどうか、十分に検討する必要があります。

(1) メリット

① 契約や所有の主体になれる

団体名で契約や不動産登記などができるので、個人と団体の資産を区別することができます。

② 社会的信用の向上につながる

NPO法人は、NPO法をはじめ様々な法律に沿って運営されなければならない、一般市民に対する情報開示も義務付けられています。そのため、法人内部が引き締まり、適正な運営が可能であるとともに、公開することでより社会的信頼も高まります。

③ 情報公開により一般の人がアクセスしやすい

積極的に情報公開をすることにより社会的信頼が得られれば、支援者も増え、会費や寄付金が集めやすくなります。また、同じ思いや志を持った人たちが集まれば、活動の幅も広がります。

(2) 義 務

① 官公庁への各種届出が必要になる

NPO法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。また、役員の変更や定款の変更についての届出も必要です。そして、税法上は「人格のない社団等」並に課税され、従業員を雇用する場合は社会保険をはじめ様々な手続きも必要となり、事務的負担が生じます。

② 運営や活動についての情報公開が必要になる

NPO法人が公益性の高い活動をしているかどうかは、一般市民によって判断されるよう、定款や事業報告書等は法人事務所に備え置き閲覧させることが義務付けられており、積極的な情報公開が求められます。

③ 法に沿った運営をしなければならない

NPO法人は、NPO法その他法令、定款等に従って運営しなければならない、法令等に違反する疑いがあると認められる場合は、所轄庁はその法人から報告を求めたり、立ち入り調査や改善命令、認証の取り消し等を行う場合があります。また、各種手続きを怠った場合は、罰則規定により罰金や過料が課せられることもあります。

④ 解散時には、官報に公告を掲載しなければならない（費用約3万円）

法人が解散する場合は、その旨を官報に公告しなければならないなど費用と時間がかかります。また、残余財産はNPO法に則って定款に定めた者に帰属される必要があり、個々人に分配することはできません。

4 税制上の取扱いについて

NPO法人は、法人税法上の公益法人等とみなされ（法70①）、収益事業を行う場合には法人税の申告が必要です。詳細は、各機関、専門家にご相談ください。

【国税】

法人税	法人税法で定められた34種の「収益事業」※から生じた所得に対して課税されます。 それ以外の所得については非課税です。	<各所轄の税務署> 岡山西税務署 086-254-3411 岡山東税務署 086-225-3141 西大寺税務署 086-942-3815
------------	---	--

【地方税】

法人県民税	均等割	地方公共団体内に事務所等を有する法人に課税されます。 (収益事業を行っていないならば課税免除)	備前県民局 税務部直税課 086-233-9816 086-233-9820
	法人税割	収益事業から生じた所得に対して課税されます。	
法人事業税 地方法人特別税		収益事業から生じた所得に対して課税されます。	
法人市民税	均等割	地方公共団体内に事務所等を有する法人に課税されます。 (収益事業を行っていないならば、申請により減免)	岡山市課税管理課 諸税係 086-803-1169
	法人税割	収益事業から生じた所得に対して課税されます。	

※法人税法上の収益事業とは、販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるものをいいます。（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産の提供等を行う事業、労働者派遣業

※特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。収益事業を行う場合は、次の A～D のそれぞれの取引を区分して管理する必要があります。

NPO 法上の区分	特定非営利活動に係る事業		その他の事業	
法人税法上の区分	A 収益事業	B 非収益事業	C 収益事業	D 非収益事業

＜委託事業に関する注意＞

県や市町村等が特定非営利活動法人に委託して実施する事業（調査、研修会等）は、一般的に、法人税法上の収益事業の 1 つである「請負業」にあたります。その場合、収益事業とみなされない条件は、委託事業が実費弁償により行われていること、かつ、事前に所轄税務署長の確認をとっておくことで、その判断基準は、①事業の内容、②対価の計算方式、③精算方法等です。

税法上の収益事業を行っていない（＝収益事業開始届を出していない）法人が、新たに委託事業を受ける場合、上記の事前確認を行っていないと、収益事業を行っていると思われ課税されたり、県民税及び市町村民税の免除措置が受けられなくなったりする場合があります。

事前確認の詳しい手続については、所轄税務署にお問い合わせください。

《参考 他の法人格との比較》

団体を法人化しようとする場合、NPO法人格はあくまでも選択肢の一つです。団体として本当に法人格が必要かどうか、団体の組織運営を行っていくにあたりどの法人格が最も適しているかなどをしっかりと検討する必要があります。

	任意 団体	特定非営利活動 法人	一般社団(財団)法人		労働者協同 組合	株式会社
			非営利型	その他		
根拠法	なし	特定非営利活動 促進法	一般社団法人及び一般 財団法人に関する法律		労働者協同組 合法	会社法
営利性	営利/ 非営利	非営利	非営利		非営利	営利
設立方法	なし	認証主義	準則主義		準則主義	準則主義
設立費用	なし	0円	約12万円 (定款認証費用など)		0円	約24万円 (同左)
設立期間	なし	約3か月	約2週間		約2か月	約2週間
事業目的	制約なし	特定非営利活動 (NPO法別表の 20分野)を主目的	制約なし (公益・共益など)		制約なし (労働者派遣 事業を除く)	制約なし
設立の 要件	なし	▶社員10人以上 (原則入会制限で できない) ▶理事3人以上 ▶監事1人以上	● 社団 ▶社員2人以上 (定款で入会制限で きる) ▶理事1人以上 ● 財団 ▶理事3人以上 ▶評議員3人以上 ▶監事1人以上 ▶拠出財産300万円以 上		▶発起人3人 以上 (原則入会制 限できない) ▶理事3人 以上 ▶監事1人 以上 ▶出資の払い 込み	▶資本金1円 以上 ▶取締役1人 以上
情報公開	任意	●定款、事業報 告書等を、 ▶社員・利害関係 人の請求により 閲覧 ▶所轄庁に提出や 届け出をする必 要がある ▶所轄庁は一般市 民からの請求に より閲覧	●定款、計算書類等を、 ▶社員・債権者からの請 求により閲覧		●定款、決算 関係書類等 を、 ▶組合員・債権 者からの請 求により閲覧	●定款、計算 書類等を、 ▶株主・債権者 からの請求に より閲覧
課税	収益事業 課税	収益事業課税	収益事業 課税	全所得 課税	全所得 課税	全所得 課税
		認定NPO法人へ のステップアップ が可能※	公益社団(財団)法人へ の ステップアップが可能※		特定労働者協 同組合の認定 が可能※	

《参考 認定NPO法人制度と公益法人制度との比較》

認定NPO法人や公益社団（財団）法人、特定労働者協同組合になると、税制上の優遇措置を受けることができます。それぞれの制度は次のような点で異なります。

	認定特定非営利活動法人	公益社団（財団）法人	特定労働者協同組合
根拠法	特定非営利活動促進法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	労働者協同組合法
認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広く市民から支援を受けている (PST) ◆ 共益的活動の占める割合が50%未満 ◆ 特定非営利活動の事業費が80%以上 ◆ 相互に密接な関係にある理事・監事が総数の3分の1を超えないこと <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公益目的事業比率が50%以上 ◆ 収支相償であると見込まれる ◆ 遊休財産額が一定額以下 ◆ 事業を行う「技術的能力」がある ◆ 相互に密接な関係にある理事・監事が総数の3分の1を超えないこと <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定款に剰余金の配当を行わない旨の定めがあること※1 ◆ 定款に、解散時に組合員に出資額限度で分配した後の残余財産は国・地方公共団体・他の労働者協同組合に帰属する旨の定めがあること※2 ◆ ※1及び※2の定めに対する行為を行うことを決定し、又は行ったことがないこと ◆ 相互に密接な関係にある理事が総数の3分の1を超えないこと <p>など</p>
認定方法	所轄庁（都道府県、政令指定都市）が認定	民間有識者からなる第三者委員会審査を経て、行政庁（内閣府、都道府県）が公益認定	行政庁（都道府県）が認定

5 NPO法人になるための主な要件

(1) 目的に関する要件

- 営利を目的としないものであること。

「営利を目的としない（非営利）」とは、剰余利益を構成員（社員、役員）に分配しないという意味です。利益を伴う行為を一切行ってはならないというものではありません。NPO法人が継続して活動を行うためには、財政的に自立していくことも重要です。

※従業員や職員に支払う給与は、労働の対価として適当な額の報酬であれば、事業実施のための費用と考えられるため、利益の分配には当たりません。

- 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。

特定非営利活動とは、次に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益*の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

※「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」のことで、社会全般の利益をいいます。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

※㉔については、岡山市では条例の定めはありません。

(2) 活動に関する要件

- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

宗教団体については、宗教法人法（昭和26年法律第126号）により法人格取得が可能であることから、本法の対象にはなじまないとされています。

- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則（民主主義、資本主義、社会主義、共産主義など）をいう、とされています。

「政治上の主義」と「政治上の施策」とは区別されているので、「政治上の施策」の推進・支持・反対を主たる目的とすることは禁止されていません。この「政治上の施策」とは、政治によって実現しようとする比較的具体的なもの、例えば公害の防止、自然保護、老人対策等をいうものと解されています。

- 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。NPO法人は、これらの者に関する選挙活動を組織として行うことはできません。ただし、公職選挙法が準用される選挙について選挙される職であっても、例えば、農業委員会の委員、海区漁業調整委員会の職は、ここにいう「公職」に該当しません。

(3) 組織等に関する主な要件

- 10人以上の社員を有するものであること。

社員とは、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。会社に勤める人（会社員）ではありません。

- 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

「〇〇大学の卒業生であること」など、活動の目的と関係のない条件は「不当な条件」に当たると考えられます。

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。

ここでいう報酬とは、役員としての仕事に対する対価という意味です。理事が職員として受ける給料は労働の対価であり報酬には含まれません。また、会議等に出席した場合の旅費等の実費弁償も報酬には含まれません。

暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。

6 法人の管理・運営

(1) 原則

- 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的に、事業を行ってははいけません。
- 特定の政党のために利用してはいけません。

NPO法人は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的として特定非営利活動を行う法人なので、その活動によって利益を受ける者（受益者）を特定せず、広く社会全般の利益とならなければいけません。また、NPO法人が特定政党の党利党略に利用され、そのための政治活動を行うようなことがあってはいけません。

(2) 役員

- 理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。

【理事】・・・法人を代表し、その過半数をもって業務を決定します。

ただし、定款でその代表権を制限することができます。

※定款上「代表権を有する」とされた理事のみを登記することとなります。

【監事】・・・次に掲げる業務を行います。監事は、法人を監査する立場であるため、理事又はNPO法人の職員を兼ねることはできません。

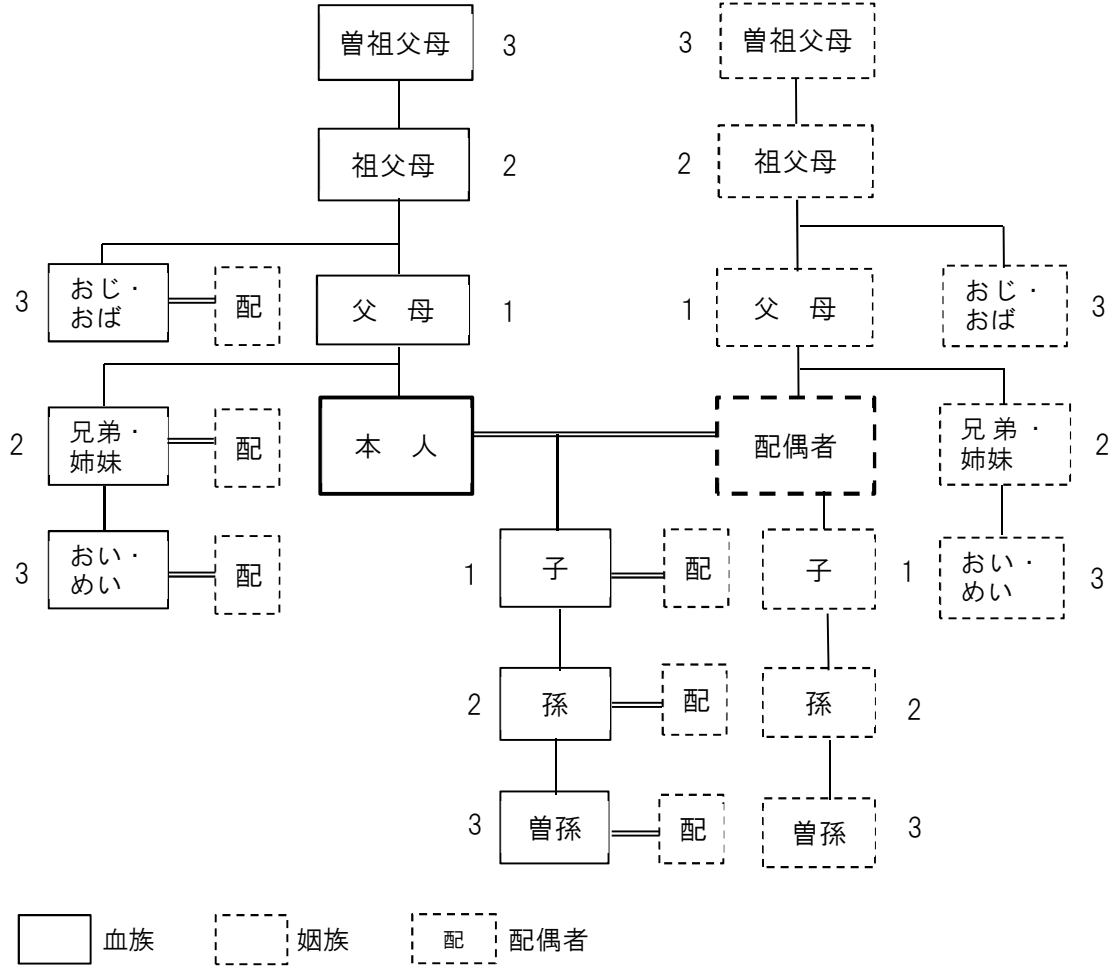
- ① 理事の業務執行の状況を監査すること。
- ② NPO法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 監査の結果、NPO法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ ③の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- ⑤ 理事の業務執行の状況又はNPO法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

- 次のいずれかに該当する者は特定非営利活動法人の役員になることができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ③ NPO法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行等）、第222条（脅迫）もしくは第247条（背任）の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等
- ⑤ 設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- ⑥ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

□ 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくはその三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。

【参考：親族図（3親等以内）】



【例1】 3親等以内の親族が1人を超えず、役員総数の3分の1を超えない(○)

【例2】 3親等以内の親族が1人を超えないが、役員総数の3分の1を超える(×)

【例3】 役員総数の3分の1を超えないが、3親等以内の親族が1人を超えて含まれる(×)

- 役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、所轄庁に届出が必要です。

役員の任期は2年以内において定款で定めることとされており、定款で定められた方法で改選を行い、所轄庁に届け出る必要があります。また、任期途中でも役員の氏名や住所に変更があった場合はその都度届け出が必要です。

(3) 総会

- NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

総会は、その総会の日の少なくとも5日前に定款で定めた方法で招集し、開催しなければなりません。

(4) 会計の原則

- 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳しなければなりません。
- 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものでなければなりません。
- 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはいけません。

公開の対象とされる活動計算書等（活動計算書、貸借対照表、財産目録）を作成するという前提の下に、正規の簿記による会計処理の真実性、明瞭性、継続性の原則を定めたものです。

その他の事業を行う場合には、その他の事業に関する会計は、当該NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければいけません。

<参考> NPO法人会計基準

NPO法人会計基準は、NPOの活動を多くの地域の人たちに知ってもらい、より多くの共感と支援を得るために、会計報告書を作るルールを統一しようとする基準です。

会計基準は法律ではないので、強制されるものではありませんが、NPOの信頼性の向上を図るために、この会計基準に沿った会計報告書の作成をお願いします。

NPO会計基準協議会のホームページには、会計基準が作られるまでの経緯と、基準の全文、Q&Aや様式が記載されています。

(5) その他の事業

- NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」といいます。）を行うことができます。
- その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動のために使用しなければなりません。
- その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。
- その他の事業を実施する場合は、その種類等を定款に記載しておかなければなりません。

(6) 年次報告と情報公開

- NPO法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、これを作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、すべての事務所に備え置かなければなりません。

【事業報告書等】

- ①事業報告書
- ②活動計算書
- ③貸借対照表
- ④財産目録
- ⑤年間役員名簿（前事業年度に役員であった者の氏名、住所又は居所、報酬の有無）
- ⑥社員のうち10人以上の者の名簿

- NPO法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

所轄庁である岡山市では、事業報告書等の公開・閲覧し、又インターネットで広く情報公開します。

- NPO法人は、次の書類をすべての事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。

- ① 事業報告書等（約5年間）
- ② 最新の役員名簿
- ③ 最新の定款
- ④ 定款の認証書の写し
- ⑤ 登記事項証明書の写し

※所轄庁で閲覧・謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたものを閲覧・謄写させることとなります。（法30条）

※「正当な理由」とは、休日や時間外の閲覧請求、明らかに不法・不当な目的による閲覧請求である等の理由が想定されます。

- NPO法人は、前事業年度の貸借対照表を、作成後遅滞なく、次のいずれかの方法で公告しなければなりません。公告方法は、定款に記載する必要があります。

※この規定は、平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表について適用されます。

- ① 官報に掲載する方法
- ② 日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（法人のホームページ、内閣府ポータルサイトなど）
- ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法

※公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。

（7） 定款の変更

- 定款を変更するためには、総会の議決を経た上で所轄庁への認証申請又は届出が必要です。

定款は、その法人が、どのような目的でどのような事業を行っているか、法人の意思決定がどの機関で行われているか、対外的な代表権は誰が持つかなど、組織運営のルールが定められており、変更するには総会での議決と所轄庁への申請又は届出が必要です。

変更箇所により、認証申請が必要な場合と届出で足りる場合があります。

（詳しくは「管理・運営（P.104）」をご覧ください。）

7 法人の解散及び合併

（1） 解散

NPO法人は、法に掲げる事由によって解散することができます（法31①）。ただし、解散事由によっては所轄庁への認定申請等の法定手続きをしなければいけません。

解散したNPO法人の残余財産は、定款で定めた者に帰属しますが、定款にその規定がないときは、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には国庫に帰属することとなります。

*定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、次の①～⑥に掲げる者のうちから選定しなければいけません。（法11③）

- ①他のNPO法人
- ②国又は地方公共団体
- ③公益社団法人・公益財団法人
- ④学校法人
- ⑤社会福祉法人
- ⑥更生保護法人

（2） 合併

NPO法人は、社員総会の議決を経て他のNPO法人と合併することができます。ただし、合併するには所轄庁への認証申請等の法定手続きをしなければなりません。

8 法人の監督

(1) 報告及び検査

所轄庁は、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる「相当な理由」があるときは、NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

※所轄庁が上記の検査をする場合には、その検査をする職員に、「相当の理由」を記載した書面を、あらかじめ、当該NPO法人の役員に提示させなければならないとされています。

(2) 改善命令

所轄庁は、NPO法人がその要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、当該NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます。

(3) 設立認証の取消し

所轄庁は、次の場合に設立の認証を取り消すことができます。

- ① 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしない場合
- ② NPO法人が改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができない場合
- ③ 3年以上にわたって所轄庁に事業報告書等の提出を行わない場合
- ④ NPO法人が法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができない場合

(4) 罰則の適用

法の規定に違反した場合には、罰金や過料が科されます。

罰 則	違反の内容	対 象
50 万円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none"> ● 所轄庁による改善命令に違反した場合 	法人及びその違反者
20 万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人設立認証後の登記を怠った場合 ● 設立の時の財産目録の作成や備置きをせず、若しくは不実の記載をした場合 ● 所轄庁への役員変更等の届出、定款変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合 ● 事業報告書等、役員名簿及び定款等の作成や備置きをせず、若しくは不実の記載をした場合 ● 定款変更に係る登記事項証明書の届出や、事業報告書等の提出を怠った場合 ● 裁判所による破産手続き開始の決定後、破産手続き開始の申立てをしなかった場合 ● 貸借対照表の公告、法人解散後の公告や破産手続き開始の申し立てに関する公告をせず、又は不正の公告をした場合 ● 合併時に貸借対照表・財産目録の作成や備置きをせず、若しくは不実の記載をした場合 ● 合併時に債権者に対する公告・催告等をしなかった場合 ● 所轄庁が行う報告徴収に対して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は検査を拒んだり妨げたりした場合 	法人の理事、監事又は清算人
10 万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none"> ● NPO法人以外の者が、その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合 	違反者